

コンプライアンス通報相談窓口の設置について

近年旅行業界において残念ながら不適切な事案が相次いで発生し、各種報道がなされております。

このような旅行業界の信用を著しく棄損する事案が発生したことを重く受け止め、業界を挙げてのコンプライアンス意識の向上を目ざし、当協会として適切な再発防止策の一つとして「コンプライアンス通報相談窓口(以下通報相談窓口という)」を設けることと致しました。

1. ご利用方法

通報相談窓口の利用方法

専用電話番号への電話による方法のみです。

通報相談窓口電話番号:03-6381-6068(直通)

2. 利用時間

平日午前 10 時から 12 時、午後 1 時から午後 5 時まで

3. 窓口ご利用時の対応について

- ・当協会 通報窓口担当者は、窓口ご利用者に不利益な取扱いがなされないよう配慮致します。
- ・ご相談時 窓口ご利用者の氏名、所属企業名、連絡先、不正行為の対象企業名、通報相談の具体的な内容を聴取致します。
- ・窓口ご利用者に対し、不正行為の事実関係その他の具体的内容を明らかにし、不正行為の事実があると信じるに足る相当な根拠を示すよう求めさせていただきます。
- ・窓口ご利用者が匿名であっても、通報相談の内容が事実であると信じるに足る相当な根拠が示される場合については、相談をお受けします。
- ・窓口ご利用者の故意による虚偽の通報により当協会が損害を被った場合、当協会は当該窓口ご利用者に対し損害賠償を求める場合がございます。
- ・通報相談窓口で対応する不正行為は、通報の日から遡って2年以内に発生した事案を対象とします。
- ・不正行為以外の事実に関する相談及び通報は受け付けません。
- ・旅行に関する広告・景品等にかかる旅行業公正取引協議会にて取り扱われるべき事案及び運賃の下限割れや過大な手数料等貸切バスツアー適正取引推進委員会にて取り扱われるべき事案については、この窓口では取り扱いません。
- ・いわゆるセクハラやパワハラに関する通報については、各事業者において設置されている当該通報窓口に対して行うこととなります。